

平成 19 年 5 月 1 日

各位

会 社 名 株式会社ラック  
代 表 者 名 代表取締役社長 高梨 輝彦  
(JASDAQ・コード 4 3 5 9)

会 社 名 エー・アンド・アイ システム株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 牧野 敏夫  
(Hercules・コード 4 7 7 3)

## ジャスダック証券取引所における持株会社の猶予期間入りの見込みについて

株式会社ラック(以下「LAC」)およびエー・アンド・アイ システム株式会社(以下「A&I」)は、各社の株主総会の承認を条件として共同株式移転により両社の完全親会社となる持株会社を設立し、対等の精神で経営統合いたします。

両社はこの経営統合について株式移転計画書を作成して株式移転契約書を締結し、当該持株会社をジャスダック証券取引所および大阪証券取引所ヘラクレスの両市場に上場申請することを、平成 19 年 4 月 20 日付けで公表いたしました。

ジャスダック証券取引所は、この経営統合に関して、同取引所に上場していない A&I(大阪証券取引所ヘラクレス市場 コード 4 7 7 3)が LAC よりも総資産、売上高、経常利益などで規模が大きい等の事由により、当該持株会社が設立された場合において LAC が実質的な存続会社とはならないと判断いたしました。

これにより株式移転による持株会社設立予定日(上場予定日)である平成 19 年 10 月 1 日から同取引所において新規上場基準に準じた審査を受けるための「猶予期間」<sup>(注)</sup>に入る可能性がある旨の発表を本日いたしました。

なお、上記猶予期間中においても当該持株会社株式の売買は可能であり、持株会社設立後の企業活動にも支障ありません。

一方で、当該持株会社は大阪証券取引所ヘラクレス市場へも上場申請の予定ではありますが、猶予期間入りの見込みについての連絡は受けておりません。

また、ジャスダック証券取引所による今回の判断は、現在各市場で上場している LAC および A&I の株式に何ら影響を与えることはなく、当該株式移転にともなう上場廃止予定日である平成 19 年 9 月 25 日まで(売買可能日は平成 19 年 9 月 21 日まで)上場は維持され、通常どおり売買可能であります。

LAC と A&I は、当該持株会社が早期に新規上場審査に準じた審査に適合できるよう、万全の体制で準備を進めてまいり所存でありますので、今後とも、ご支援賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(注) 猶予期間

合併等により、ジャスダック証券取引所に上場する上場会社の実質的存続性が喪失されたと見込まれる場合においては、合併等により設立された会社は猶予期間入り銘柄として公表され、合併等の効力発生日以降最初に終了する事業年度の末日から 3 年の猶予期間に入ることになります。この猶予期間内に新規上場審査基準に準じた審査を満たすことで、猶予期間入りが解除され、引続き上場維持させることができます。

なお、「実質的存続性」の判断は、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して、何らかの判断をするものではありません。

今回の場合、当該持株会社の効力発生日(設立日)は、平成 19 年 10 月 1 日を予定しております。したがって、猶予期間は平成 23 年 3 月末までとなります。

以上

< 本件に関するお問合せ先 >

株式会社ラック	社長室 室長	梅田道幸	TEL:03-5537-2600
エー・アンド・アイ システム株式会社	広報ファンクションマネージャー	山崎秀成	TEL:03-5640-6900